

横浜植物防疫所発注者綱紀保持委員会設置要領

1 趣旨

公共工事等の発注事務に係る関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図り、もって発注事務に対する国民の信頼を確保するため、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号。以下「規程」という。）第9条及び発注者綱紀保持委員会規則第6条の規定に基づき、横浜植物防疫所に「横浜植物防疫所発注者綱紀保持委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の事務

委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- ア 規程の規定に反するとして、また、第三者からの不当な働きかけを受けたとして報告のあった事案の調査分析及び公表に関する事。
- イ 発注担当者の的確な職務遂行のための研修及び講習の方針に関する事。
- ウ 発注者綱紀保持対策の有資格業者への周知の方策に関する事。
- エ その他の発注者綱紀保持に関して必要な事項に関する事。

3 委員会の構成

- (1) 委員は、別紙のとおりとし、委員長は横浜植物防疫所長とする。
- (2) 必要に応じて、特定の事項に限定した調査審議を行うため委員会に小委員会を設置することができる。
- (3) 小委員会に属する委員は、委員長が指名する。
- (4) 小委員会に属する委員の中から、小委員会の委員長を互選するものとする。
- (5) 必要に応じて、委員会及び小委員会に外部委員を置くことができる。
- (6) 外部委員を置く場合は、学識経験のある者のうちから、所長が委嘱する。
- (7) 外部委員の任期は2年とし、再任されることができる。
- (8) 外部委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

4 定例会議

- (1) 定例会議は、委員長が招集し、原則として毎年度2回開催する。
- (2) 定例会議は、委員及び外部委員をもって構成する。
- (3) 定例会議は、非公開とし、定例会議の議事概要は、これを公表する。

5 随時会議

- (1) 随時会議は、必要に応じ、委員長が招集する。
- (2) 委員長は、議題に応じて外部委員の意見を聴取し、又は必要に応じ外部委員の出席を求めることができる。
- (3) 随時会議は、非公開とする。

6 公表方法

本要領に規定された公表事項は、閲覧及びホームページにより公表するものとする。

7 大臣官房参事官（経理）への報告

次の各号に該当する場合は、当該各号に定める事項について大臣官房参事官（経理）へ報告するものとする。

- ア 委員会を設置した場合 委員会の設置要領等
- イ 委員会を開催した場合 審議概要
- ウ 委員会の構成を変更した場合 変更後の委員名簿等

8 委員会の庶務

委員会及び小委員会の庶務は横浜植物防疫所総務部庶務課において行う。

附則

この要領は、平成19年10月10日から実施する。

附則

この要領は、平成21年3月4日から実施する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

別 紙

横浜植物防疫所発注者綱紀保持委員会委員

委 員 長 横浜植物防疫所長

委 員 総務部長

委 員 庶務課長

委 員 会計課長

委 員 統括植物検疫官（総括及び本船貨物担当）

委 員 統括調査官（企画調整担当）

委 員 統括調査官（情報分析担当）